

返還が完了するまで大切に
活用してください。

近畿大学奨学金

返 還 の て び き



近畿大学

返還のてびきについて

このてびきは、奨学金の返還についての手続きと要領をまとめたものです。返還金の返還方法、返還猶予、返還免除などの手続きを説明していますので、熟読のうえ、返還が完了するまで保管し、必要のつど活用してください。

もくじ

I	奨学金の返還	3
1.	返還開始の時期と返還年賦額	3～4
2.	返還金の請求と返還方法	5～6
3.	返還金の滞納と督促	6～7
4.	返還期日の延期	8
5.	返還の猶予	8
6.	返還金の減免	8
II	近畿大学奨学金規程・近畿大学奨学金規程施行細則	9～17
III	返還に関する願・届	18～20
	願・届の様式	21～27
	願・届出等の記録	28
	奨学金に関するお問い合わせおよび願・届出先	裏表紙

===== 注意してください =====

- ◇ 返還年賦額（毎年の返還分）は、返還期日までに必ず返還をしてください。返還を怠ったときは、延滞利息が生じるほか、返還未済金の全額について一括返還することを請求したり、訴訟等の法的手続きをとる場合がありますので注意してください。

- ◇ 転居等で返還金振込依頼書送付先に変更が生じたら、すぐ
に変更届<様式6>等を提出してください。

届出がなければ奨学金返還の振込依頼書が届かず、それが原因で滞納することになったり、延滞利息が賦課されることにもなります。

- ◇ 願・届を提出のときは忘れずに**“奨学生番号”**を、正確に記入してください。

I 奨学金の返還

1. 返還開始の時期と返還年賦額

(1) 返還期日

返還期日は、卒業（修了）の年の**12月末日**が、第1回目の年賦返還となり、以降毎年**12月末日**となります。中途退学・除籍の場合、退学した年度の翌年度の**12月末日**が、第1回目の年賦返還となります。

預金口座振替の手続きをされている方は、12月27日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）が振替日です。

(2) 返還年賦額

貸与総額に応じて表1の返還年賦額となり、この返還年賦額で完了するまで返還することになります。

昭和57年度(1982年度)以降に奨学生となった方に適用

(表1)

返還総額	返還期間	返還年賦額
100,000円	2年	50,000円
200,000円	4年	
300,000円		60,000円
400,000円	5年	80,000円
500,000円		
600,000円	6年	
700,000円	7年	
800,000円	8年	
900,000円	9年	
1,000,000円	10年	
1,100,000円	11年	
1,200,000円	12年	100,000円
1,300,000円	13年	
1,400,000円	14年	
1,500,000円	15年	
1,600,000円	16年	
1,700,000円	17年	
1,800,000円	18年	
1,900,000円	19年	
2,000,000円		
2,100,000円		105,000円
2,200,000円	20年	110,000円
2,300,000円		115,000円
2,400,000円		120,000円

貸与総額が240万円を超える場合は、貸与総額を20で割った額が、返還年賦額となります。

2. 返還金の請求と返還方法

(1) 返還金の請求

毎年、12月上旬に奨学金返還の振込依頼書（電信扱）が送られます。もし、その時期に届かない場合は、大学へ請求してください。

返還期日を過ぎても返還されない場合は、督促状が送られます。

預金口座振替の手続きをされている方は、返還についての案内文書が送られます。

(2) 返還方法

返還金の送金は、必ず所定の振込用紙を使用し、銀行から電信扱いで振り込んでください。

なお、特別の事情により所定の振込用紙が使用できず、銀行等に設置されているATM（現金自動預払機）を使用される場合は、必ず奨学生本人の奨学生番号と氏名の両方を入力し、振り込みを行うようにしてください。

振り込む時の操作は、奨学生番号、氏名の順で入力してください。

手数料等はすべて個人負担ですのでご注意ください。
預金口座振替の手続きをされている方は、ご指定の金融機関口座から自動引落しとなります。振替日に残高不足で振替不能にならないよう注意してください。

(3) 繰上返還

繰上返還を希望する場合は、在籍しているキャンパスの奨学金担当窓口にお問い合わせください。

(各キャンパスのお問い合わせは裏表紙参照)

なお、一部を繰り上げて返還された場合は、次の返還期日が到来するまでの期間、返還金の請求は行いません。

3. 返還金の滞納と督促

(1) 返還金の滞納

約束の返還期日を過ぎると、滞納した割賦元金に対して、年5%の割合で計算した額の延滞利息を徴収します。

(2) 期限の利益の喪失

本人に以下の事情が認められた場合には、大学からの通知催告がなくとも、当然に期限の利益を喪失し、直ちに残額を一括してお支払いいただきます。

①返還期日での返還を2度怠ったとき

②大学に届出の住所地に郵便物が届かないなど、連絡がつかない状況になったとき

③破産または民事再生の申し立てがあったとき

(3) 返還金の督促

① 返還金が返還期日に支払われない場合には、本人はもとより連帯保証人に対して、返還を督促します。督促は、文書、電話のほか、場合によっては、自宅や勤務先を訪問することもあります。

② 民事訴訟による請求

期限の利益を喪失した場合など、滞納額を返還しない場合は、簡易裁判所、または地方裁判所に提訴することがあります。

なお、返還金請求に関する訴訟は、大学の所在地を管轄する簡易裁判所、または地方裁判所が管轄裁判所になります。

(4) 返還金の充当順位

返還金は割賦金の返還期日の到来順に延滞利息(該当する場合のみ)、元金の順に充当します。

4. 返還期日の延期(延期できる期間は1年未満に限ります)

約束した返還期日を、やむを得ない事由で変更しなければならないときは、必ず返還期日までに“奨学金返還期日延期願”にその事由の事実が明らかにできる証明書を添付して願い出てください。ただし滞納している場合は認められません。

なお、この場合、割賦元金に対して、年5%の割合で計算した額の延滞利息を徴収します。

(P.19表2参照)

5. 返還猶予

表3のいずれかに該当する事由により返還が困難となったときは、必ず返還期日までに“奨学金返還猶予願”に所定の証明書を添付して願い出てください。願出を審査のうえ、一定期間の返還が猶予されますと猶予期間中は無利息です。

(P.20表3参照)

6. 返還金の減免

貸与奨学生が死亡又は身体障がいなどのため、その奨学金の未返済額の全部又は一部について返還が不能又は著しく困難となったときは、願出により、その全部又は一部の返還を減免することができます。

(P.19表2参照)

II 近畿大学奨学生規程・近畿大学奨学生規程施行細則

近畿大学奨学生は、必ず本人及び連帯保証人が以下の「近畿大学奨学生規程」「近畿大学奨学生規程施行細則」を確認および同意したうえで申込みをしてください。

○近畿大学奨学生規程

(目的)

第1条 奨学生は、本学に在学する学生のうち、健康にして人物・学業ともに優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対して学資（授業料等）の一部を給付又は貸与（以下「給・貸与」という。）し、学業を継続させることを目的とする。

(奨学生及び奨学生)

第2条 この規程により給付を受ける学生を給付奨学生、貸与を受ける学生を貸与奨学生といい、各々給・貸与される学資を給付奨学生・貸与奨学生という。

2 奨学生の種類は次の通りとする。

(1) 給付奨学生

- ① 近畿大学給付奨学生
- ② 近畿大学入学前予約型給付奨学生

(2) 貸与奨学生

- ① 近畿大学奨学生
- ② 近畿大学応急奨学生
- ③ 近畿大学災害特別奨学生

(委員会)

第3条 奨学生の選考及び奨学生に関する諸事項を審議するため、奨学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の者をもって構成し、学生部長が委員長となる。

学生部長・各学部学生部長補佐・各学部の学生センター関係部課長・その他委員長が必要と認める者

- 3 委員会に幹事を置き、大学運営本部学生部奨学課長をもって充てる。
- 4 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

(所管)

第4条 奨学金に関する事務は、大学運営本部学生部奨学課が行う。

(奨学金の給・貸与金額)

第5条 奨学金は、給付奨学金は年額30万円、貸与奨学金は年額60万円（薬学部「医療薬」は80万円）とし、その給・貸与の期間は、原則として1カ年（当該年度限り）とする。翌年度以降も給・貸与を希望する者は改めて願い出なければならない。

- 2 奨学金を受けることができる年数は正規修業年限内とする。

- 3 貸与奨学金は無利子とする。

(応急・災害特別奨学金)

第6条 家計支持者の死亡や不時の災害等により家計が急変した者に対して、特別に奨学金を貸与することができる。

- 2 貸与額は年額60万円とするが、委員会において必要と認めた場合は、この限りでない。

(応急・災害特別奨学金の分割貸与)

第6条の2 感染症のまん延を予防するための非常事態宣言の発出その他緊急かつ大規模な社会的変化が生じた場合において、委員会が必要と認めたときは、前条第1項に基づく奨学金につき、10万円を単位として同条第2項に基づく貸与額に満つるまで、分割して貸与することができる。

(臨時応急奨学金)

第6条の3 感染症のまん延を予防するための非常事態宣言の発出その他緊急かつ大規模な社会的変化が生じた場合において、委員会が必要と認めたときは、理事長の承認を得て、臨時の奨学金を貸与することができる。

2 前項に基づき貸与する奨学生の額は、年額20万円を基礎とし、当該社会的変化に対応するため緊急に必要となる費用を勘案のうえ定めるものとする。

(誓約書及び借用証書)

第7条 給付奨学生として採用された者は所定の誓約書を、また貸与奨学生として採用された者は奨学生借用証書を、それぞれ提出しなければならない。

2 前項の借用証書は、本人及び連帯保証人2名それぞれが署名押印し、連帯保証人2名については各々印鑑登録証明書を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前条に基づく奨学生の貸与を受ける者については、借用証書に付す連帯保証人は1名で足るものとする。

(異動)

第8条 貸与奨学生、貸与奨学生であった者又はそれらの連帯保証人（以下「貸与奨学生等」という。）は、次の各号の一に該当する事項が生じたときは、直ちに届出なければならない。

- (1) 貸与奨学生等の氏名、住所、勤務先その他重要な事項の変更があったとき。
- (2) 連帯保証人を変更する必要が生じたとき。
- (3) 貸与奨学生が転学部、転学科若しくは編入学し、又は大学院（含専門職）等に進学したとき。
- (4) 貸与奨学生が休学又は退学したとき。
- (5) 貸与奨学生等が死亡したとき。

(取消)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学生の給・貸与を取り消す。

- (1) 停学又は退学の処分を受けたとき。

- (2) 申込書類に虚偽の記載を行い給・貸与を受けたとき。
 - (3) 素行が奨学生としてふさわしくないとき。
 - (4) 休学又は退学したとき。
- (返還)

第10条 奨学金は、次の各号に従って返還しなければならない。

- (1) 貸与奨学金は、近畿大学奨学金規程施行細則に定める方法に従って返還しなければならない。
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号により奨学金の給・貸与を取り消されたときは、遅滞なく奨学金の全額を返還しなければならない。
- (3) 在学中の返還は、一括返還のみ（分割返還不可）とする。

(返還猶予)

第11条 貸与奨学生が次の各号の一に該当するときは、願出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- (1) 災害又は疾病によって返還が困難となったとき。
- (2) 本学又は他大学の大学院（含専門職）などに在学するとき。
- (3) その他止むを得ない事由が生じたとき。

2 貸与奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

(延滞金)

第12条 前条に基づき返還猶予が認められる場合を除き、奨学生又は奨学生であった者が奨学金の返還を怠ったときは、延滞利息を徴収する。

(返還金の減免)

第13条 貸与奨学生が死亡又は身体障害などのため、その奨学金の未返済額の全部又は一部について返還が不能又は著しく困難となったときは、願出により、その全部又は一部の返還を減免することがある。

- 2 貸与奨学金の返還減免を受けようとするときは、次の各号の書類を添付し奨学金返還減免願を提出しなければならない。
- (1) 死亡によるときは死亡診断書又は戸籍抄本、身体障害等によるときはその事実又はその程度を証する医師の診断書。
- (2) 返還不能の理由書。
- 3 前項による返還減免願は、返還不能の事由が発生したときから1年以内に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づき奨学金返還減免願の提出があったときは、審査決定し、その結果を奨学金返還減免願提出者に通知する。
- (細則)

第14条 この規程の施行について必要な事項は、細則に定める。

附 則

この規程は、昭和30年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年9月1日）

この規程の改正は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則（平成13年12月1日）

この規程の改正は、平成13年12月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月1日）

この規程の改正は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

○近畿大学奨学金規程施行細則

第1章 総則

(募集)

第1条 在学生に対する給付奨学金の募集は、毎年6月から7月を行い、貸与奨学金の募集は毎年4月を行う。

2 新入生に対する入学前予約型給付奨学金の募集は、入学前年度の9月を行う。

3 前各項の規定にかかわらず、臨時・緊急の奨学金（近畿大学奨学金規程第6条の2又は第6条の3に基づく奨学金をいい、以下この細則において同じ。）については、その必要性に応じて隨時募集する。

(提出書類)

第2条 奨学金の給・貸与を受けようとする者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1) 所定の奨学金申込書

(2) 家庭（家計支持者）の経済状況を証明するもの

① 市区町村発行の当該年度所得証明書

② 給与所得者は①及び事業所発行の当該年給与所得の源泉徴収票

③ 上記②以外の所得者は、①及び当該年の確定申告書等(控)の写し

(3) 学業成績を証明するもの（入学前予約型給付奨学金の場合は不要）

① 一年生は、出身高校の成績証明書

② 二年生以上は、本学の成績証明書

③ 大学院学生（含専門職）は、出身大学の成績証明書及び大学院（含専門職）の成績証明書

(4) 災害や緊急の場合は、その事由を明らかにできる公的な証明書

(5) その他必要と指示された書類

2 前項の規定にかかわらず、臨時・緊急の奨学金の給・貸与を受けようとする者については、同項第2号ないし第4号に定める書類の全部又

は一部につき、提出を要さないものとすることができます。

(奨学生の選考)

第3条 給付奨学生の選考は、家庭の経済事情、学業成績及び人物を重点的に審査し、健康・その他の事情を勘案し決定する。貸与奨学生の選考は、家庭の経済事情を重点的に審査し、学業成績・人物・健康・その他の事情を勘案し決定する。

2 臨時・緊急の奨学金に関する選考においては、機を逸するがないよう、迅速に審査するものとする。

(採用通知)

第4条 奨学生の採用を決定したときは、本人及び連帯保証人に通知する。

(給・貸与方法)

第5条 原則として、給付奨学金は、毎年9月に給付を行い、貸与奨学金は、毎年7月に貸与を行う。

2 給付奨学生は、奨学金受領後、所定の受領証を提出しなければならない。ただし、振込により給付を受ける場合は、この限りでない。

3 臨時・緊急の奨学金は、選定後すみやかにその給・貸与を行う。

第2章 貸与奨学金

(連帯保証人)

第6条 貸与奨学金を受ける者は、次に掲げる連帯保証人を付さなければならない。

(1) 保護者（父母又はこれに代わる者）1名

(2) 本人及び前号に掲げる者と生計を別にし、弁済能力のある者 1名

2 連帯保証人を変更すべき事由が生じたときは、変更の理由を記載した連帯保証人変更届を提出し、前項の要件を満たす新たな連帯保証人へと速やかに変更しなければならない。

- 3 複数の貸与奨学金を受ける者は、その全てにおいて同一の連帯保証人を付さなければならない。なお、既に貸与を受けている奨学金と異なる連帯保証人を付して貸与奨学金を受けるときは、その申請に合わせて、既に貸与を受けている奨学金につき、前項に従い連帯保証人の変更を行わなければならない。
- 4 前各項に基づく連帯保証人の選任・変更においては、その適格を審査したうえで、これを認めない場合がある。
- 5 臨時・緊急の貸与奨学金を受ける者については、第1項第2号に定める連帯保証人を付すことを要しないものとする。

(返還方法)

第7条 貸与奨学金の返還は、別表に定める貸与総額に応じた年賦額を支払う方法による。

- 2 返還期限は、卒業（修了）又は退学の年度の翌年12月末日を第1回目とし、以降毎年12月末日を返還期限とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、臨時・緊急の貸与奨学金に係る返還は、10年間の年賦によることができる。

(返還通知)

第8条 返還については、返還開始以前に返還予定表とその方法について本人に通知するものとする。

(期限の利益喪失等)

第9条 貸与奨学生に、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、大学からの通知催告がなくとも、当然に期限の利益を喪失し、直ちに残額及び延滞利息を一括して支払うものとする。

- ① 返還期日での返還を2度怠ったとき
- ② 近畿大学奨学金規程第8条第1号の規定に違反したとき
- ③ 近畿大学奨学金規程第9条第1号ないし第3号の規程に基づき、貸与を取り消されたとき

- ④ 破産又は民事再生の申立があったとき
- 2 返還金が返還期日に支払われない場合には、本人及び連帯保証人に對し、返還の督促を行うものとする。督促にかかる費用は、本人及び連帯保証人の負担とする。
- 3 延滞利息は、年5%とする。
- 4 返還期日に遅れて支払われた返還金は、督促費用、割賦金の返還期日の到来順の延滞利息、元金の順に充当するものとする。

(管轄裁判所)

第10条 近畿大学奨学金に関する訴訟は、近畿大学の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所と定める。

附 則

この細則は、昭和30年10月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日）

この細則の改正は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月1日）

この細則の改正は、平成13年12月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この細則の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この細則の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この細則の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月1日）

この細則の改正は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この細則の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月1日）

この細則の改正は、令和2年5月1日から施行する。

III 返還に関する願・届

- ・表2のいずれかに該当する事由が生じた場合は、願・届書を速やかに提出してください。

※提出先は裏表紙を参照してください。

- ・届の用紙は、次の方法で準備してください。
 - ・様式は改訂されることがあります。提出の際には最新の様式を確認してください。

- ①在籍していたキャンパスの奨学金担当窓口に用紙を請求する。
- ②「近畿大学 web サイト」からダウンロードする。

※様式のない場合があります。ない場合は各キャンパスの奨学金担当窓口へお問い合わせください。

〈近畿大学 web サイト〉

<https://www.kindai.ac.jp> → 学生生活・就職 → 学費・奨学金等
→ 近畿大学独自の奨学金 → 返還について → 返還に関する願書・届出用紙

- ・提出が緊急を要する場合は、FAX等で事前に連絡をし、後日原本を提出してください。
振替用口座の変更を希望する場合は、9月末までに「預金口座振替依頼書」を在籍しているキャンパスの奨学金担当窓口まで請求してください。

(表2)

願・届書	提出の事由	添付書類	提出期日	提出者	備考
改氏名 ・転居届	・本人および連帯保証人が改氏名したとき ・本人が住所変更したとき ・連帯保証人が住所変更したとき < P.21 様式6 >	なし 但し、改名(改姓を除く)の場合は、その事実のわかる証明書			
連帯保証人 変更届	連帯保証人を変更したとき < P.22・23 様式7 >	新連帯保証人の印鑑登録証明書		奨学生であった本人	用紙は事由発生のとき大学へ請求
奨学金返還 猶予願	返還猶予を希望するとき < P.26 様式A 13 >	(P.20 表3を参照)	事由発生のつど		もしくは 近畿大学ホームページからダウンロード
奨学金返還 金減免願	本人が死亡または身体障がいなどのため返還が困難となったとき < P.24・25 様式A B 14 >	診断書等、その事由がわかる公の証明書		奨学生であった本人(本人が願出不能のときは連帯保証人)	
奨学金返還 期日延期願	真にやむを得ない事由があつて返還期日を延期したいとき < P.27 様式A 11 >	その事由がわかる公の証明書		奨学生であった本人	
<お願い> 同姓同名で特定できない場合があるので、届書等には奨学生番号を正確に記入してください。					

(表3) 返還猶予が可能な事由及び添付書類等

願出の事由	証明書	証明書発行者	猶予期間
大学院在学	在学証明書 （近畿大学の学生） は不要です	在学学校長	正規の最短修業期間
大学在学			
短期大学在学			
専修学校 在学 各種学校			
聽講生・研究生	聽講生・研究生である 証明書		
外国留学・外国で 研究	その事実を明らかにする 証明書	その学校または 機関の長	
災害	り災証明書等	市区町村・ 消防署長	
傷病	診断書等	医師	その事由が続いている期間 (1年を超える場合は、1年ごとに願い出る) 原則として通算5年が限度
生活保護を受けて いる	生活保護受給証明書	民生委員・福祉 事務所長	
失業中	雇用保険受給資格者証 等の写または離職証 明、民生委員証明書等	職業安定所長・ 民生委員	
その他真にやむを得ない事由があつて返還が困難	その事実を明らかにする 証明書	その事実を証明 できる第三者 (公の職にある者)	

近畿大学奨学金 改氏名・転居 届

届出日 年 月 日

学校法人近畿大学 理事長 殿

下記の事項を変更しましたので、お届けします。

奨学生番号	氏名	印	生年月日
一			年 月 日

【改氏名】 変更がある人についてのみ記入してください。

改名(改姓を除く)の場合は、その事実のわかる証明書(新旧氏名のわかる公的証明)を添付して提出してください。

	新	旧
借用人	フリガナ 印	フリガナ
連帯保証人 (保護者)	フリガナ 印	フリガナ
連帯保証人 (保護者以外)	フリガナ 印	フリガナ

【転居】 変更がある人についてのみ記入してください。

	新住所
借用人氏名	〒 TEL :
連帯保証人(保護者)氏名	〒 TEL :
連帯保証人(保護者以外)氏名	〒 TEL :

※記入された個人情報については、近畿大学奨学金業務のためにのみ利用されます。この利用目的の適正な範囲において、あなたの情報が学校・金融機関および業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

大学受付印

近畿大学奨学金 連帯保証人変更届

届出日 年 月 日

学校法人近畿大学 理事長 殿

過去にお借りした近畿大学貸与奨学金について、次のとおり連帯保証人を変更したいので届け出ます。

借用入記入欄				
奨学生番号	学籍番号	学年	氏名	印

旧連帯保証人（自署・捺印）		
氏名		実印
住 所	〒 TEL	

新連帯保証人（自署・捺印）				
氏名	ふりがな	借用入からみた統納	実印	
生年月日	年 月 日（西暦で記入）			
住 所	〒 TEL			
変更理由				

私は、上記旧連帯保証人が負担する債務（裏面記載）と、同一の内容の債務を負担することに同意し、「近畿大学奨学金規程」「近畿大学奨学金規程施行細則」に従って、連帯保証人として返済することを誓約します。

新連帯保証人の「印鑑登録証明書」を添付してください。

記入された個人情報については、近畿大学奨学金業務のためにのみ利用されます。この利用目的の適正な範囲において、あなたの情報が学校・金融機関および業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

また、学校法人近畿大学からの連帯保証人変更の通知または承諾の意思表示は、本書の控えを交付する方法によります。

大学受付印

※大学記入欄

貸与決定日	貸与金額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

未返済金額 円

〔表〕

様式AB14

奨学金返還金減免願

近畿大学
奨学生委員会委員長 殿

届出日 年 月 日						
委員長		部長	次長	課長	主任	担当

◎裏面も詳しく記入してください。
連帯保証人は父母または父母にかわる保護者になります。

奨学生番号	ふりがな	(印)	入学年	入学月	卒業(修了)年	卒業(修了)月	退学年	退学月
借用人氏名	本人死亡の場合は不要です。							
現住所	(〒)	TEL () -						
連帯保証人	ふりがな 氏名	(印)	本人からみた続柄		生年月日			
	現住所(〒)	TEL () -						
貸与総額	合計 円	内訳	1回目 2回目 3回目	学年	円	4回目 5回目 6回目	学年	円
	返還済額 円		返還未済額 円			返還免除を希望する額 (1)返還未済金額の全額 (2)返還未済金額のうち_____円		
減免願出事由	(返還できない理由を具体的に記入してください。死因・病名など)							

上記の通り相違ありませんので、奨学生の返還を減免していただきたく、お願ひいたします。

年 月 日

連帯保証人

(印)

大学記入欄	受理日			処理日			認定免除金額	(備考)
	年	月	日	年	月	日		
						円	

※記入された個人情報については、近畿大学奨学生業務のためにのみ利用されます。この利用目的の適正な範囲において、あなたの情報が学校・金融機関および業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

[裏]

家 族 状 況 (世 帯 全 員)	続柄	氏 名	年齢	勤務先(会社名)	年 間 収 入
	父				万円
	母				万円
					万円
資 産 状 況	1. 宅 地	m ²	4. 有価証券(株等)	円	
	2. 農地・山林	m ²	5. 預貯金	円	
	3. 家屋 戸	m ²	6. その他()		
	備考				

(注意) 添付書類

- (1)死亡によるときは、本人の死亡を証する死亡診断書または戸籍抄本
- (2)心身障がいによるときは、医師による診断書
- (3)連帯保証人に返還能力がないことがわかる公の証明書

※記入された個人情報については、近畿大学奨学金業務のためにのみ利用されます。この利用目的の適正な範囲において、あなたの情報が学校・金融機関および業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

奨学金返還猶予願

近畿大学

奨学生委員会委員長 殿

◎連帯保証人は父母または父
母にかかる保護者になります。

奨学生番号
—

届出日		年		月		日	
委員長	部長	次長	課長	主任	担当		

ふりがな 借用人氏名	印	卒業・修了 年 月	退学・除籍 年 月
(生年月日 年 月 日)			

現住人所 (〒)	TEL () -
-------------	-----------

連保証 氏名 帶人	(〒) TEL () - 現住所
-----------------	----------------------

従来の返還期日 ____年____月末日	猶予願出期間 ※○で囲んでください。 1. 1年間 3. 3年間 2. 2年間 4. ()	返還開始年月 ____年____月末日
-------------------------	---	------------------------

猶予願出事由（具体的に記入してください。）

上記の事由により、奨学金の返還猶予をお願いします。							
大 学 記 入 欄	受理日 年 月 日	認定猶予期間 年 月 日			猶予承認後の返還期日 年 月 日	処理日 年 月 日	備考
	自 至	1 2 3 1 1 2 3 0	1 2 3 1	1 2 3 1			

<ul style="list-style-type: none"> ◎ 年は西暦で記入してください。 ◎ 添付書類・猶予できる期間等は裏面を参照してください。 ◎ 印鑑を押さないようにしてください。 ◎ 返還猶予が認められた場合、猶予期間は無利息となります。
--

※記入された個人情報については、近畿大学奨学金業務のためにのみ利用されます。この利用目的の適正な範囲において、あなたの情報が学校・金融機関および業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

奨学金返還期日延期願

近畿大学

奨学生委員会委員長 殿

◎連帯保証人は父母または父母にかわる保護者になります。

奨学生番号
—

委員長	部長	次長	課長	主任	担当

ふりがな 借用入氏名	印	卒業・修了	退学・除籍		
		年	月	年	月
(生年月日 年 月 日)		—			

借用現住所(〒)	TEL () —
----------	-----------

連保 証 帶人	ふりがな (続柄) 氏名	現住所(〒)	TEL () —
---------------	--------------------	--------	-----------

従来の返還期日	延期願出期間	返還開始年月日
____年____月末日	※○で囲んでください。 1. 1ヵ月間 3. 6ヵ月間 2. 2ヵ月間 4. () 間	____年____月____日

延期願出事由（具体的に記入してください。）

--

上記の事由により、奨学金の返還延期をお願いします。

大学記入欄	受理日			認定期間			延期承認後の返還期日			処理日			備考
	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	
			自	1	2	3	1						
			至										

- ◎ 年は西暦で記入してください。
- ◎ 連絡先等は裏面を参照してください。

*記入された個人情報については、近畿大学奨学金業務のためにのみ利用されます。この利用目的の適正な範囲において、あなたの情報が学校・金融機関および業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

願・届出等の記録

近畿大学

奨学金に関するお問い合わせおよび願・届出先

(あなたが在籍していたキャンパスへ)

◎東大阪キャンパス

(法・経済・経営・理工・建築・農・文芸・総合社会・国際・情報・伝大)
学生部奨学金担当

☎577-8502

大阪府東大阪市小若江3-4-1
電 話 (06) 4307-3064
F a x (06) 6721-6371

◎大阪狭山キャンパス

(医学部)
学務課奨学金係

☎589-8511

大阪府大阪狭山市大野東377-2
電 話 (072) 366-0221
F a x (072) 366-2106

◎奈良キャンパス

(農学部)
学生支援課

☎631-8505

奈良県奈良市中町3327-204
電 話 (0742) 43-1849
F a x (0742) 43-1155

◎和歌山キャンパス

(生物理工学部)
教務・学生担当奨学金係

☎649-6493

和歌山県紀の川市西三谷930
電 話 (0736) 77-3888
F a x (0736) 77-7011

◎広島キャンパス

(工学部)
学生担当奨学金係

☎739-2116

広島県東広島市高屋うめの辺1番
電 話 (082) 434-7007
F a x (082) 434-7011

◎福岡キャンパス

(産業理工学部)
学生支援課奨学金担当

☎820-8555

福岡県飯塚市柏の森11-6
電 話 (0948) 22-5655
F a x (0948) 23-0536

近畿大学ホームページ <https://www.kindai.ac.jp>